

# 近代日本における実業エリートの可視化過程と行動様式

永 谷 健

**要旨：**近代日本社会において、実業エリートは社会変動のキーパーソンであった。それは、彼らに対するスケープゴートの批判や攻撃が大正半ばから戦時体制にかけての劇的な社会変革の推進力となったことに象徴される。ただし、そうした過激な批判・攻撃の端緒は明治期に遡る。明治維新以降、富の保有と差配において彼らは急速に「傑出した存在」へとの上昇があったが、明治の社会のなかで、彼らには独特な“据わりの悪さ”があった。とりわけ実業という生業の職業威信の低さや淡泊な金銭観の肯定などといったプレモダンの思潮は明治期をつうじて根強く、金銭的成功者への大衆的な圧力は新聞・雑誌メディアの発達とともに彼らおよび彼らの関連事業に対する風聞へとつながっていった。とくに事業に関する風聞は実業エリートたちにとって致命的なリスクであり、明治30年代半ば以降の彼らの言動は、そうしたリスクへの反応として理解できるもの、もしくは、事業拡張に関する自己正当化やエクスキューズを伴うものが多い。

## 1. はじめに

明治以降の日本の近代化において、実業エリートたちは大きな役割を果たした。産業化や資本主義経済の普及の主役といった経済的な意味ばかりではない。維新以降、急速に財力を高め「富豪」となった彼らに憧れる若者は多かった。また、茶事の嗜みや骨董趣味、豪華な宴会といった彼らが生み出す文化は、明治後期から大正期にかけての時代を特徴づけるものであった。他の社会集団を感化するような力や、新たな文化を生み出す力を彼らは保有していたと言える。他方、新聞・雑誌といった当時のメディアが伝えた彼らの動向に関する記事を一瞥すれば、きわめてネガティブなものが多いことに気づく。金銭的な成功者として突出していく彼らへのやっかみ・批判・攻撃は一貫して顕著であり、昭和初期に向かって過激化していると言える<sup>(1)</sup>。そのような“大衆的な圧力”は、大正の半ば以降には労働運動との解消不能の対立、そして右翼活動家との緊迫に満ちた関係へとつながっていく。そして統制経済・戦時体制の時代がやって来る。彼らの存在は、ある場面では時代精神といったものを作り出して加速させるが、他の場面では時代の閉塞感を演出するというふうに、近代日本の動態や社会変革に対して直接的かつ間接的に働きかけたのである。

それでは、実業エリートたちは、なぜこのように近代日本の鍵を握る存在となったのか。富の保有と差配に傑出した彼らが社会変動に深く関わるのは当然であるが、それだけでは戦時体制へと至る社会変革や先の文化や思潮の創造という問題を十分には説明できない。とりわけ、大正期から戦時体制に至る社会変動に占める彼らの固有なプレゼンスを説明できないであろう。本稿は、そうした固有なプレゼンスの源泉を、明治期における彼らと社会の関係にまで遡ってみたい。彼らは明治の初年から半ばにかけて新時代の成功者、あるいは超富裕層として台頭した。その時代に彼らはどのような社会的環境のもとに、どのような“社会的な構え”を形成したのか。そしてそれは、大正・昭和に至るその後の歴史とどのように接合していくのか。

本稿では、明治期をつうじて「巨富」を掌握し差配することになった実業エリートと社会のあいだの関係に、まずは注目したい。とりわけ維新以降、急速に傑出した存在となっていた彼らが社会に占めるある種の“据わりの悪さ”（あるいは、社会サイドから見た彼らへの違和感）を考察の出発点としたい。産業化のなかでのブルジョワジーの突出ぶりが招く社会との齟齬については、諸外国の近代化研究でこれまで様々に研究されてきたが、近代日本のそれについては俯瞰的な研究がほとんどないという状況である。明治国家の殖産興業策・西洋化策の後押しにより一定の実業家層が比較的短期間に富裕化（「致富」）した点や、前近代に由来しつつも歴史的な連続性の低い上流社会（「華族制度」）が急造された点などが、近代日本の富裕層の性格を特徴づけているが<sup>(2)</sup>、それでは、そのなかでどのような“据わりの悪さ”が生まれ、それが大正期以降の社会のなかでどのような帰結に至ったのか。

以下では、実業という生業の明治期における社会的な格付け（職業威信）の低さという問題から出発し、彼らの社会的な突出とそれがもたらしたものについて、いくつかのトピックを取り上げながら順次考察したい。

## 2. プレモダンの思潮

明治期をつうじて（とくに明治の前半期において）、実業という生業の職業的な威信は非常に低かった。職業威信に関する当時の統計調査が存在するわけではないので、ここでは関係する象徴的なトピックをいくつか紹介しておこう。

浅野俊光によれば、「実業」はそもそも、実地実際の仕事や現業的事業での実用技術を指す言葉であり、明治初年の段階においてすでに広範に使用されていた。その後、明治10年代には、農工商という民間人の職業分野の一般的呼称の意味で使われることになったという。また、中江兆民が明治21年の『東雲新聞』（10月5日版）で御用商人などを「虚業家」という語で批判的に語っていることから、その頃には「実業」を「虚業」から差異化する用法が存在した<sup>(3)</sup>。こうした浅野の指摘からすると、明治期の半ばには、すでに実業の正統的なあり方が虚業との対比でイメージされていたことになる。「実業」は職業分類の一カテゴリーであるのみならず、そこにはある種の道徳的な意味が付与されていたと見てよいであろう。管見によれば、その後の時代（明治30年代半ば以降）には、投機を中核業務とする「虚業」とは一線を画する実業、すなわち「奮闘」や「勤儉」などをモットーとする道徳的な実業が、『実業之日本』や『成功』といった雑誌で盛んに推奨される。そして、そうした雑誌が行う実業キャンペーンは、金銭的な成功を目指す若年層の実業ブームを後押しした<sup>(4)</sup>。実業の正統的なあり方と非正統的な「虚業」の概念の区別がこのように生じたのは、明治の半ばにおいて、実業が「虚業」を排除して道徳性を身にまとう必要があったということでもある。いまだ職業ランクが低かったのである。

実業という生業を道徳的に軽んじる風潮は、それに先がけて金儲けという目的そのものとその手段をともに蔑視する伝統的な意識と密接に関連している。

エピソードを一つ示そう。三井系の経営者であり、また明治後期から大正期にかけての代表的な茶人としても知られる高橋義雄は、明治初年の状況を印象的に語っている。彼は水戸藩の「中士」の家庭に生まれた。慶應義塾で学んだあと、時事新報の記者をへて三井銀行、三井呉服店などで経営に携わった。明治4年の廃藩置県で旧士族は家禄を奉還する代わりに朝廷から

秩禄公債を受け取ることとなったが、彼の生家は大家族であるゆえに困窮した。人減らしのために二人の兄が他家へ養子に出る一方、高橋自身は明治6年に13歳で福田屋という呉服荒物小売店の下種小僧となる。彼はそのころを次のように回顧している。

「……士族の子が町人に為ると云ふ一身上の大変化に就き、子供ながらも非常の刺激を感じたと云ふのは、其頃町人と云へば廉恥もなく道徳もなく、唯金儲け一方を事とする人間として一段下った階級の如く思つて居たので、武士の誇りを棄てて左る階級に身を墜すのは何とやら道徳上の破産者の如く思はれたからである。」<sup>(5)</sup>

「廉恥もなく道徳もなく、唯金儲け一方を事とする人間として一段下った階級」、「道徳上の破産者」は、ともに士族の道徳的標準から見た蔑視表現の典型であろう。実は、高橋には時事新報時代に『拜金宗』（明治19、20年）という著作がある<sup>(6)</sup>。これは、清貧を是として金銭に淡白な士族根性から実業主義へと転換すべしという明治17年ごろの福澤諭吉の実業論に刺激されたものであり、同様の実業主義が全篇で展開されている<sup>(7)</sup>。後にこうした豹変ぶりを見せる高橋であるが、士族根性や士族の商法を批判し、金の力と実業を称揚するという真逆の主張を彼が行ったことは、明治前期において商人自身や商売そのものへの蔑視が根強いものであったことを象徴しているであろう。

金銭に淡白な伝統的な気質を改めるべきという主張は、雑誌記事など、当時のメディアに散見される。蓄財奨励の立場に立つ言説として早いものは、郵便貯金制度の開始（明治8年）において東京日日新聞などに掲載された「貯金預り規則」の広告であろう。そこでは、「江戸っ子は宵越しの金を持たない」というフレーズを用いて、その後たびたび主張されることになる庶民気質や庶民の金銭作法が次のように語られる。

「……下等一般の民人朝に在て夕を謀らず、得れば即ち之を費し甚しきは節儉貯積を以て恥と為すの風あるに至れり、故に一旦病に罹り或は老て親族なければ妻子を餽し其身を凍し自ら窮苞の極に陥り竟に他人の累を為す、実に歎息の至りならずや、豈万物の靈たるべけんや。因て今般小民の爲め貯金預局を設けられ此民人をして能く節儉の風を興し余金あらば之を貯蓄し其健時壯時に在て凍餒の難を防ぎ兼て産業資本を堅ふし其独立の生を畢へ人の靈たる所以のものを大に満足せしめんため、老少男兒何人に限らず、金十銭以上は預け得べく、且其元利共増殖すべく、また何時にても請取得べき最も自由にして安全なる規則方法を御制定内務卿の保証を以て駅通頭之を掌り…（中略）…郵便役所に於て事務を開き漸次…（中略）…各地に広く施行すべし。…（中略）…駅通頭 前島密」<sup>(8)</sup>

蓄財（「節儉貯積」）を怠る明治初年の「小民」的な金銭作法を物語るものであろう。このような捉え方は、実は明治初年に限るものではない。明治23年には貯蓄銀行条例が公布された。それは金融業への規制がほとんどなかった当時における代表的な条例規制であり、不健全経営の排除による預金者保護を趣旨としていた。公布を受けて諸雑誌・新聞は様々に反応するが、同年の『国民之友』に掲載された記事では、先の貯金広告と類似の表現が見られる。

「貯蓄の一小事なるが如し、然れども…（中略）…生産上に於ては、之を以て一国の資本を

増加し、…（中略）…一国人民をして各々己の力に食ましむるの基を開く者にして、其効挙て数ふ可からず。我邦従来の事跡を考ふるに、国民節用を重んぜず、貯蓄の如きは、却て恥づべき鄙吝の業と見做せり、所謂宵越しの錢を使はぬは、江戸ッ児の本色なりとは、実に我邦の労役社会に通用するの快言語にて有りしなり。…（中略）…将来を慮らざる者は、実に野蛮人なり。…（中略）…今回我政府に於て貯蓄銀行条例を出し、…（中略）…預金者をして最も安心して貯蓄せしむるの途を備えたるを見て、大に我國民の貯蓄心を鼓舞することを祝せん…（中略）…。…（中略）…空しく奸商の奇利を博する餌たらしめざらん……」<sup>9)</sup>

「野蛮人」という表現まで用いて金銭に淡白な氣質を「国民」に固有のものとし、貯蓄銀行を「奸商」の餌食にならないための制度と捉えて貯蓄を煽る記事である。金銭的に無垢な「野蛮人」に道徳的に劣る「奸商」を対置させた表現は、多くの新聞・雑誌に見える実業家一般（あるいは庶民一般）のステロタイプ的なイメージでもある。

もう一例挙げておこう。明治35年、首相を退き元老の地位にあった松方正義は、日英同盟締結後の欧州外遊から帰国した演説会で次のように語っている。訪問先のロンドンで、ある人から次のように質問されたという。「貴国は珍しい人種である、財産家も余り無いのに、金を無雑作に使用するが、あれは一体どう云ふ人種であるか」。松方は次のように答えながらも、「実に恥かしく」思ったという。

「いや、それは決して人種ではない。それは慣習である。昔し封建時代に武士と云ふ者は、貯金などを潔しとせざるもので、或は江戸児の下等社会は、宵越しの金は持たないと云ふ風であったが、最早今日では、欧州各国のやうに金を大切にし、時を大切にす、所謂金と時とが一番大切なものちやと云ふことが、稍々少しぐらゐ分つて来たやうな日本の有様であるが、是れからは、どうかさう云ふ風に段々進んで往きたいものだ。……」<sup>10)</sup>

「武士」と「江戸児」の氣質は過去のものと言いたいが、この時期においてもやはり根強く、「金を大切に」することが「少しぐらゐ分つて来たやうな日本の有様」だというわけである。先に少し触れたように、ちょうどこの頃から実業ブームが始まり、『実業之日本』などの雑誌が実業キャンペーンを展開した。ようやく実業が道徳的に望ましいものといういわばモダンな思潮が広まり始めた時期である。松方の現状認識の当否は置くとしても、明治の後半に至っても、実業家たちの社会的な立ち位置はプレモダンな思潮との関係のなかで捉えられたことに変わりはない。

### 3. 上昇する社会的・経済的地位

こうしたプレモダンの思潮との関係のなかに実業家たちがいたことは、先の“据わりの悪さ”と密接に関係している。では、明治前半期における彼らの立ち位置とはどのようなものか。

まずは、維新以降に一代で財閥を形成した大倉喜八郎（1837-1928）の例を手掛かりにして見ていくことにしよう。大倉は維新後に社会的・経済的地位の階梯を一気に駆け上がり、資産額上位の常連となった明治の代表的な成功者であり、とくに近代日本経済の黎明期における積極的な事業活動が特徴的である。

大倉は、18歳で越後から江戸に出て商店で数年働いたのち、独立して乾物販売などを手がけた。維新の折には銃砲商として新政府の兵器食糧用達を務めるなどで財を築き、明治6年に輸出入委託販売業を営む大倉組という商社を設立するに至る。ちょうど13歳の高橋義雄が、商人を「道徳上の破産者」と見ていた時期である。その後も台湾出兵（明治7年）、西南戦争（明治8年）、日清戦争（明治27年）などの戦役で、軍の用達として巨富を得た。明治10年代から20年代にかけては、電力会社や土木会社を設立するなど、経営の多角化を図っている<sup>(11)</sup>。牧野伸顕の回顧によると、明治18年に山陽鉄道の敷設に伴う株式募集のため、当時の大蔵省の主税局長に年収1万円以上の所得がある者を調べてもらおうと、「前田、島津、三井、三菱、大倉から始まって三十人いるかないかだった」という<sup>(12)</sup>。牧野は当時の富裕層の小規模なあり様（「微弱な世態」）を強調するが、大倉が旧大名家や三井家、三菱の岩崎とともに高額所得者リストに食い込んでいたことは、彼が金銭的にいかに急伸したのかを物語っている。

このような飛躍とともに大倉は、諸会社の経営とは直接的に関係するわけではない公的な役職を徐々に拝命し始め、位階を得るまでに至る。明治18年12月に嘱託された東京府養育院委員が、比較的早い時期に彼が就任した役職であり、明治21年11月には海防事業費金2万円の献納により、正六位に叙されている。公職としては、第三回内国勧業博覧会審査員（明治23年任命）、東京商業会議所議員（明治24年5月当選）などに就任している。また、明治27年の日清戦争では陸軍御用達を命じられ、明治30年10月には勲四等に叙されている<sup>(13)</sup>。とくに明治20年代から30年代初頭にかけての公職就任の件数は著しく、大倉は、この頃にはすでに明治国家のエリートの地位を確実に占めていたと言える。

また、大倉の経歴を見ると、当時の成功商人たちが国家の先導者である実業エリートへといわば国家的に信任される初期の重要な時期が、明治12年前後であったことがわかる。同年夏、アメリカ合衆国の前大統領、ユリシーズ・S・グラントが来日した。その際の接待委員に、大倉、洪沢栄一、益田孝、安田善次郎などの実業家たちが指名され、企画、資金調達などで尽力することになったのである。当時の明治政府は不平等条約の改正を念願としていた。そのため外賓の接待に注力しており、明治10年代前半にグラントなどの外賓が頻繁に来日した折には、実業家たちに会場の提供や接待の協力を何度も要請している。対外交渉の経験をもち、集金力に長けた実業家たちの協力が接待に不可欠であるという判断であろう。

実は、グラント来日の約半年前の同年1月3日に、井上馨や楠本正隆らは貴賓接待の予行として、三井銀行で実験的に夜会を開催している。夜会では、政府高官や実業家が客人となり、市川團十郎や尾上菊五郎らによる勧進帳などの演舞・余興が催された。英語のプログラムまで準備されている。こうした準備段階をへてグラントの来日があった。実業家たちは7月の工部大学での夜会に参加するとともに、府議員や商法会議所の他の議員とともにグラントを天皇に接見させる行事の開催を決め、それを実現した。また洪沢は、西洋風の歓待を取り入れるという趣旨で、飛鳥山の別邸にグラントを招待している<sup>(14)</sup>。明治13年1月6日の『東京日日新聞』には「明治十二年大事記」と題して前年の総括記事が掲載されているが、そこではこうした実業家たちの活躍を評して、「紳商数輩ガ率先シテ社会ノ交際ヲ進歩セシムルニ尽力スルヤ斯ノ如クニテアリケル」と述べられる。

そして、ちょうどこの頃から、実業家たちの多様な活動を報じる新聞記事が散見され始める。たとえば大倉に関しては、ちょうどグラントや香港総督J・P・ヘネシーが来日したころに、『有喜世新聞』（明治12年6月17日）が次のように伝えている。

「向島へ新築になった大倉神社、ではない東京自称紳士の随一なる大倉喜八郎氏の別荘は、もはや普請も落成したので、帰京のうちは来月七日頃に同好の紳士を始め、官員方を招いて娯盛んな宴会を催さるよし。土地の百姓どもは、お浦やま鳥の尾のように首を長堤みで待っていますよと。」

また、この大倉の宴会記事より少し前の同年4月28日の『郵便報知新聞』には、やはりグラント来日の接待委員となった三井物産の益田孝の記事が見える。

「三井物産会社の益田孝氏は昨日品川舊御殿山の新居へ朝野の紳士を招きて移徙の宴を開かれ芳町の美人は云ふを及はず柳橋の芸妓も数名席上に陪し献酬半ば頃に例の清元お葉の妙音で数曲を奏て又今日は同社員の者を招かるゝとか」

このほか、安田善次郎が本所区横網の旧田安邸を買い取って別邸としたのも同年（12月）であり、グラント来日に象徴される外賓接待と並行して、当時の成功実業家たちは足並みをそろえるかのように私邸を購入しているのである。三菱の岩崎弥太郎も数年後に下谷茅町の藩邸を購入している。三井家や渋沢による外賓接待に感化されたのかどうかは明言できないが、賓客の接待に耐える邸の建築と宴会などによる接待が、彼らのなかで一種のブームとなっていたことは確実である。

このように維新後十数年で、すでに成功者としての生活のあり様や振る舞いの標準といったものが模索されており、また、新聞・雑誌などでは彼らの活動の突出ぶりが伝えられたのである。ただ、この時期の彼らは、新時代を先導する“正統なリーダー”として社会的に承認されていたとは必ずしも言えない。彼らの突出ぶりには、反対勢力も存在した。その典型は、福澤諭吉が中心となって設立した交詢社であろう。福澤の慶應義塾は社会風俗の改良を理念としていたが、理念の実現を塾内から全国へと拡大するため、「知識を交換し世務を諮詢する」という目的の全国レベルの社交団体・交詢社を構想した。設立は外賓ラッシュの記憶も新しい明治13年である。設立ののちに催された同年2月7日の慰労会で、福澤は次のようなスピーチを行っている。

「…（中略）…近来ノ都下ノ風俗日ニ華美ニ流レ官私ノ別ナク士人交際ノ媒タルモノハ専ラ肉体ノ快樂ニ止リテ精神ヲ養フモノハ殆ト稀ナリ某ノ親睦宴ト称シ一擲千金会積モナク酒池肉林ニ非サンハ宴ヲ成スニ足ラス絲竹管絃ニ非サレバ興ヲ催スニ足ラズ以テ自カラ豪盛ト称シテ得色アルガ如シ何ソ夫レ心事ノ賤劣ナルヤ…（中略）…今都下ニ於テ華美輕薄ノ急流ニ溯ル者ハ我党ノ士ニ非ラスシテ果シテ其人アル可キヤ之ヲ我輩道德上ノ責任ト云フ可シ今後幾回ノ集会幾所ノ宴席ニ於テモ此主義ニ違フナクシテ……」<sup>(15)</sup>

「某ノ親睦宴ト称シ一擲千金会積モナク酒池肉林ニ非サンハ宴ヲ成スニ足ラス絲竹管絃ニ非サレバ興ヲ催スニ足ラズ」は、先の実業家たち、あるいは彼らに影響された成功者たちの交際のあり方を述べたと見て間違いのないであろう。福澤による交詢社の構想には、新時代における正統なエリートはこうした宴会の常連であってはならないという趣旨が含まれている。社会的・経済的に突出しつつある実業家たちに対する明治初期の対抗軸、そして、違和感の表明と見てよいであろう。

#### 4. 風聞の時代

成功実業家たちの社会的・経済的地位は、制度的に見れば、貴族院の構成メンバーに多額納税者議員という富裕層の枠が設けられ（明治22年2月11日公布の貴族院令）、また、明治29年6月以降、実業関係者の叙爵がスタートしたことにより、段階的かつ飛躍的に高まっていった。叙爵について補足しておく、明治29年、三井高棟、岩崎弥之助、岩崎久弥が、産業の振興や西南の役・日清戦争での勲功、あるいは公共事業への貢献などで爵位（男爵）が授けられた。明治期では、他に渋沢（明治33年5月）、鴻池善右衛門、近藤廉平、住友吉左衛門、藤田伝三郎、三井高弘（以上、明治44年8月）に叙爵があった。ちなみに大正期には、大倉（大正4年）、益田（大正7年）にそれぞれ爵位が授けられている。

このように、明治の半ばをつうじて彼らに対する制度的な権威付けが進んでいくが、他方で彼らに対する社会的評価は、それとともにスムーズに上昇したわけではなかった。別稿で論じたのでここでは割愛するが、多額納税者議員の出現、実業関係者への初叙爵というそれぞれの時期に、新聞・雑誌では富裕な実業家への批判的な記事が頻出した。金銭的な成功者の権威付けへの違和感や金力万能の世の中への嘆きなどを内容とするものである<sup>(16)</sup>。こうして社会的・経済的に突出する彼らの動向を、新聞・雑誌といったメディアは一層頻繁に伝えるようになったが、明治の半ばに彼ら自身の言動に対して大きな影響を及ぼしたのは、何といても新聞等が深く関与した風聞であった。

安田善次郎は比較的早い時期にこの種の風聞に遭遇している。安田の手記などをもとに彼の年ごとの活動を詳細に記した『安田善次郎全傳』（私家版、伝記編纂所、昭和2年）を見ると、明治18年の1月下旬から2月初旬にかけて、安田が毎日のように茶会を開き、知り合いの華族や三井家の同族を茶席に招いているのがわかる。茶事は上流社会の趣味として明治12年ごろから流行した。安田もいち早く茶事を始めたが、明治18年の茶事は集中的なものであり、頻度において異様なほど著しい。そして、そのような茶事の合い間の同年2月1日に、彼は向島八百松楼で大規模な宴会を開催し、170名、あるいは180名にも上る第三国立銀行の得意客を招待している。

いわば安田の“上流然とした”振る舞いの日々であるが、これには狙いがあったようである。宴席で彼は客人たちに、昨年末から安田が銀貨相場で大損をしたとの風評があるが、それは事実無根であると説明している。第三国立銀行の株主であり、また安田の知り合いでもあった小田平兵衛に安田自身が宛てたその後の書面によると、事の顛末は次のようである。近来、私立銀行の不始末により堅実な銀行も影響を受け、金融上の困難を来している。そのさなか安田は同行で空相場を試みて大失敗をしたなどの悪評を流布する者がいる。営業上、不都合となるので宴席を設けた、云々。『安田善次郎全傳』では、書面の内容の一部が次のように記されている。「自分は年来着実主義を執れるを以て、自ら愧づる處毫もなく世評の毀誉に関せず、尚一層堅固に目的達成に努力すべく……」<sup>(17)</sup>。文面からは、安田が世評に対して敏感であったことが窺えよう。また、宴会やその前後の茶会は財政安泰のアピールではなかったか。安田が風評のリスクにいち早く対応したこと、そして、宴会は金融機関としての信頼性を顧客にアピールするイベントであった点にも留意しておきたい。

安田のケースで示唆的なのは、この時代の実業家たちにとって、風評リスクの回避が大きな課題となっていた点である。あるいは、E.ゴッフマンが言う意味での「印象操作」を駆使した

回避措置（「防衛的措置」）とも呼べるであろうか<sup>(18)</sup>。

他の実業家の類似例を見てみよう。三井家は、明治期をつうじて幾度も新聞記事を発端とする風聞にさらされている。恐慌が到来し銀行の倒産が相次いだ明治23年から24年にかけて、三井銀行は経営危機に陥った。経営史の諸研究が示すとおり、三井銀行はもともと創業期の不良貸金の整理に苦しんでいたが、それに加えて明治期の半ばには、経営組織の近代化への対応が新たな課題となっていた。典型的には、これまで三井一族として財産の「総有」にもとづいて経営していた体制を、個人所有の営業財産を前提とする民法（あるいは商法等）に対応する形へといかに変革していくかである。そして、組織改編の動きのなかで、同族が事業面、あるいは生活面で諍いを起こす可能性も出てきた。それを受けて三井銀行に関する批判記事が始まった。当時、井上馨が三井銀行の組織改革を指導していたが、三井同族が井上に提出した誓約書には、そうした記事に関する感慨が記されている。そこでは、「これを深慮すれば寝食も安らかでなく、あたかも氷上に座しているような状況」であると述べられる<sup>(19)</sup>。

そうしたなか、明治24年4月の読売新聞に、三井銀行は貸金が滞り、非常な窮迫状態にあり、第一銀行も同様の状況であるという趣旨の記事が掲載された<sup>(20)</sup>。さらに明治24年7月3日から同月7日にかけて、東京国会新聞は、三井銀行と第一銀行の経営問題に関する長文の記事を掲載した。曰く、「立憲政体の確立によって藩閥政治は今まさに末路を告げんとしつつある」。会計法の施行によって、「壟断の利」を占めてきた出入りの「籠商」は、競争の場から脱落するであろう。「今日の経済社会に於る革命の風潮あるは、新旧分子代謝の際に免れざる自然の現象なり」。現に両行は現在、危機状況にあり、「殊に三井銀行に対しては昨今預金の引出し日に多きを加ふるの勢ひあり」、「両行振出の小切手の如きも銀行者間に於て之を受取ることを忌み嫌ふの状ある」に至った。日本銀行は救済に乗り出しているが、限界があろう、云々。

この記事は中外電報と日出新聞京都版に転載されるに及び、それをきっかけに、6日からは預金者が引出しを求める取り付け騒ぎとなった。結局、三井の損害は比較的軽く済んで、取り付け自体は9日に終息したが、三井同族の心中は決して穏やかではなかったはずである<sup>(21)</sup>。「新旧分子代謝」により淘汰される危機を目の当たりにしたわけである。

高橋義雄はこの事件について記している。時事新報を辞した彼は、当時、三井銀行に入行してまだ日が浅かったが、この騒ぎのなか、新聞記事の火消しに奔走したという。彼の回顧からは、三井当主・高棟のショックがうかがい知れる。

「八郎右衛門男は、伝統的特質を承け継いで、芸術的才能を具有し、能楽を学んで殆ど専門家を凌ぎ、…（中略）…折々能楽などを催して、同族と娯楽を共にする事もあつたが、明治二十四年の危機に際して、深く自ら考ふる所あり、…（中略）…同族統率の任に当るべく自身の責任が如何に重大なるかを顧念するに至って、大従来の態度を改め、自身の嗜好に遊興等が、同族若くは多数使用人に感染する影響を虞れ、家憲擁護の為に自身の享楽を犠牲にするを顧みず、其後夫人同伴團琢磨等と共に欧州諸国を巡回して、彼の国諸大家の家庭風儀等を研究して帰朝するや、営業方面に対しては、…（中略）…嘗て他の批評を蒙るが如き行動なく……」<sup>(22)</sup>

大商家の当主は、明治初期における実業家ハイカルチャーの形成プロセスの中心にあったが、この風聞以降、享楽性を排した質朴なものへと、その行動を変化させていったというのである。

他方、先の記事にもあるとおり、第一銀行にも、同時に取り付け騒ぎが生じていた。当時の頭取は洪沢栄一であり、預金者の引き出し資金を確保するため、日銀の川田小一郎に援助を願い出ている。これについても高橋は、三井高棟につうじる洪沢の変節を指摘している。

「……明治中期以後の洪沢子を見た者は、円満老熟、所謂八方美人の標本と思はるゝだろうが、其以前に於ける洪沢子は、必ずしも浜辺の貝殻の如く円滑にして、少しの圭角もない者ではなかつたのである。…（中略）…明治中期以後、洪沢子の処世振りが、目立ちて一変の兆を示したに就いては、自づから其の理由がなくてはならぬ。私の観る所では、既に前項に記載した、明治二十四年四月に起つた、三井、第一両銀行の恐慌に際し、洪沢子は第一銀行に対する責任上、已むを得ず川田総裁の前に叩頭して、其援助を請はざるを得なかつたであらう。…（中略）…責任の位置に立つ時は、…（中略）…我が権勢を伸ばさんとか、…（中略）…一切抛擲せねばならぬ、と云ふのが当時洪沢子の覚悟であつたのではないか……」<sup>(23)</sup>

財界のフィクサー、公益事業の仲介者、あるいは「義利合一主義」（道徳経済合一主義）の啓蒙家として著名な洪沢の「風体」は、この恐慌を境に誕生したという見立てである。「我が権勢を伸ばさんとか」といった野心は控えなければならぬ（控えるように振る舞わねばならない）という「覚悟」が、この時に決まったというのである。

その後、三井における経営組織の近代化は必ずしもスピーディに進んだわけではない。近代化の一つの区切りは、明治33年の家憲制定まで待たなければならない。そしてその制定も、おそらくは新聞記事に端を発する風聞が媒介するものであった。記事の真偽は定かではないが、大衆紙・二六新報は明治33年4月29日から、突然、連日のように三井家同族のプライベートや三井の関係会社による悪質な経営ぶりを暴露し始めた。たとえば「三井一家の乱行」という記事では、三井同族の贅沢な暮らしぶりを暴露している。また、大倉喜八郎たちを招いた三井主催の宴席については、「秘密屋敷に陣取って妓を傍らに侍らせ、盛んに博打を打つ」などと、スクランダラスに記している。

そして、この降ってわいたような三井バッシングは、同紙が6月28日に三井との和解を伝える記事を掲載することにより、突如終結した。三井家はその後、家憲の制定を急いでいる。同年7月には、奢侈の戒めや節儉の尊重を同族に求める家憲を施行し、翌年4月に家憲披露会を挙行了。「同族ノ義務」という章には、「奢侈ヲ禁シ節儉ヲ守ルハ祖宗ノ定ムル所ノ三井家家風ナリ」という一節が見える。二六新報によるバッシングに影響された一節であろう。こうした一連の騒動では、三井家の後見人である井上馨が家憲の施行を強行するために謀ったという噂も出た<sup>(24)</sup>。

井上馨たちに誘導されたとはいえ、三井家の家憲施行は、明治の代表的な大商人や大実業家が「節儉」に類する禁欲的な態度を自らの指針とすることをいわば「公言」したかなり早い例であると言えよう。たしかに近世三井家の家憲（宗竺遺書）にも、これに類する内容はあるし、著名な本間家家訓や伊藤松坂屋家訓など、他の商家の家憲・家訓には「勤儉」などの類似する表現が散見される。しかし、いわば実業家として功成り遂げた明治の後半にこうした態度が公表され、「披露会」も開催されてメディアにその情報が発信された意義は大きい。明治期には名家・豪商の家憲を扱う書籍が多いが、その多くが三井の家憲施行以降に出版されたものであり、また、そこでは「勤儉」などの禁欲的な徳目の存在がしばしば指摘される。その種の書籍メディアがこの時期に出現し、禁欲的な徳目と実業家を結びつけ始めたのだと言えよう。

なお注意すべきは、明治30年代半ば以降に、代表的な成功実業家たちが「勤儉」や「奮闘」といった自らの生活指針・経営指針を雑誌等で喧伝し始めた点である。これは、二六新報の報道と三井の家憲施行という一連の動きの影響力を示すものであろう。一例を挙げよう。三井の家憲披露会があった翌月の『国民新聞』（明治34年5月21日）によれば、安田善次郎は熊本に赴いたおり、当地にある支店を抜き打ち点検したという。支店のなかで安田は、非効率的な作業や業務自体の遅さを注意してまわり、さらに、店員たちに煙草を禁じたと同紙は伝えている。また、安田は毎年、年始に行員に対して訓戒を述べていたが、明治34年1月20日の訓戒では、経営する第三銀行の行員一同を前に「勤儉貯蓄の躬行」について演説した。さらに、同じ日には安田銀行の行員一同にも、「勤儉貯蓄の実践躬行につき説示」した<sup>(25)</sup>。そして、行員に対する安田の勤儉推奨のアクションは、実業家の叢伝などの書籍や新聞記事で盛んに取り上げられ始める<sup>(26)</sup>。これ以降、安田は「勤儉貯蓄」の徹底的な実践者として知られていくことになる。安田の突然の行動には、風聞に対して敏感に反応する彼の行動パターンを読み取ることができよう。

## 5. おわりに

さて、このようにいくつか事例を見ると、成功実業家たちは彼ら自身が風聞に遭遇したり、他の実業家の風聞とその顛末を確認したりしながら、明治という時代を過ごしたことがわかる。また、典型的な成功者のなかに、風聞への対処に腐心し、その結果、言動を変化させていく実業家たちがいることは、この時代の実業家と社会の関係を象徴している。もちろん彼らの革新的な事業活動やその拡大は、本来、多様なリスクを伴い、その対処が必要なのは言うまでもない。ただ、莫大な資金を所有・差配し、新聞・雑誌でその動向を取り上げられて突出した社会的存在になるなかで、明治初年と変わらずいわばイノセントな活動を続けることは、淘汰的な経営環境のなかでの没落という究極の実害を抱え込むものであった。そのことを彼らが体験的に確認し学習する状況にあった点には注意を払うべきであろう。彼らの事業拡大とその結果としての致富は、取り付け騒ぎやメディアによるバッシングといったいわば社会的なリスク、あるいは傑出した存在に対する社会的な違和感との関係のなかで執り行い、また進行するものであった。そうしたリスクを見逃さず、それに対して反応しながら貨殖・蓄財・散財といった富の差配を行う、そして場合によれば、富の差配は“それらへの反応として行う”という一面を、明治半ば以降の彼らの言動には認められる。儀礼的性格を帯びる経済行為とでも言えるかもしれない。

振り返れば、彼らの明治期半ば以降の多様な活動は、それが革新的な事業活動であっても、何らかのエクスキューズや自己正当化をしばしば伴っている。2節で見たようなプレモダンの金銭観が根強い状況のなかでの経済的個人主義の貫徹の難しさという問題があり、彼らの活動は、防御的な一面をたえず持つという意味で、乱暴な解釈をすればエクスキューズと自己正当化を常に伴う経済的エゴイズムによるものであるとも言える。国内外での彼らの事業拡張やそこで獲得した富の運用は、明治期半ば以降、しばしば禁欲的な国益主義や公益主義にもとづく行為というエクスキューズを伴いながら行われたり、そのような行為として事後的に説明されたりもするのである。

たとえば海外への事業拡張は、国益のためのリスクテイクという論理で語られる。本稿では詳述を見合わせるが、いくつか事例を示しておこう。

安田善次郎は国内の銀行業に専心したというイメージが強いが、日清戦争後の明治30年ごろから中国情勢に強い関心を寄せており、明治36年には、不動産金融をおもに行う安田関連

会社の天津支店を開設している。また、日露戦争後の明治38年6月から8月にかけては、天津、京城、北京、奉天などを視察している。9月のポーツマス条約で日本はロシアから鉄道の経営権を譲り受けたが、その直後に安田は「満洲経営に関する意見書」を大蔵大臣に提出している。その一節では、「平和的ノ戦争即チ実業上ニ至リテハ、果シテ軍事上ノ如キ攻果ヲ収メ得ルヤ否ヤ」と述べて大蔵大臣の疑念を代弁し、「我々実業家タル者ハ、奉公憂国ノ至誠ヲ尽シマシテ、今後ノ問題ヲ研究シ且ツ此レガ為ニ必死努力スベキデアルト思ヒマス」と決意を述べている<sup>(27)</sup>。実業を「平和的ノ戦争」と捉えることで、自らの事業拡張を国益と同定しようとする論理をここに認めることができよう。戦争と実業、あるいは軍人と実業家を同定することによって、自己の活動を国益に直結するものへとよわば“擬制”していくわけである。

このような“擬制”は他の明治期実業家の言動にも散見されるが、具体的なアクションとして明快な事例としては、岩崎弥之助と岩崎久弥が日露戦争後の明治38年10月、11月に合同で行った豪華な園遊会が挙げられよう。彼らは帰還した下士官以下の将兵など1万人以上を招いて大盤振る舞いしており、新聞でもその様子は大きく伝えられた。将兵や軍人への饗応をつうじた国益への“擬制”として解釈できるのではないか。

さて、国内での事業展開に関して言えば、明治半ば以降には公益主義のロジックが多くの著名実業家によって明確に打ち出され始める。かいつまんで一例のみ挙げておこう。

明治の前半期から半ばにかけては、断続的に勃発した戦争が実業家たちの事業拡大を促したが、中村政則も指摘するとおり、それは言い換えると、戦争に応えるために急激な（場合によると無理な）生産力の飛躍的な向上や事業拡大が必要とされたわけである<sup>(28)</sup>。これは事業家の野心を刺激する状況であるが、労働者にとっては過酷な労働を強制されがちな状況でもある。

そうしたなか、労働条件の法的規制を目指して工場法の制定が農商務省を中心に検討され始める。明治29年から31年にかけて計3回行われた農商工高等会議での議論からは、会議のメンバーに選ばれた代表的実業家たち（渋沢や大倉も選ばれている）の意見を知ることができる。詳細は別の機会に譲るが、実業家・事業家の工場法導入へのスタンスは、端的に言うときわめてネガティブであり、産業の興隆期に少年職工・女工の夜業禁止や一般職工の労働時間制限などの規制が導入されると生産性を大きく阻害するといったものである。そして、そうした意見とともに興味深いのは、委員の何人かが、事業家たちは職工を「情誼」に則って雇用していることを強調している点である。大倉などは、そうした関係がストライキというヨーロッパの思想が流入することで変調し、現状はむしろ職人に工場主が振り回されているのであると力説している<sup>(29)</sup>。のちに温情主義による労務管理へとつながっていく萌芽的な思想であろう。職工の雇用は、いわば「情誼」をベースとした社会事業であるという捉え方である。職工の生活維持や教育に手厚い温情主義は、この会議と同じ時代に三井の中上川彦次郎が先鞭をつけ、武藤山治、和田豊治などの三井系の経営者によって具体化されていく<sup>(30)</sup>。

このように、彼らの事業はしばしば国益主義・公益主義の論理をまといつつ展開される。そして明治末や大正の前半期には、先に触れた『実業之日本』などの実業礼讃を標榜するメディアにおいて、そうした論理は“正統実業家”の実業訓・処世訓の中心的な要素として頻繁に登場するに至る。虚業家ではない正統実業家ならば国益主義・公益主義を念頭に置いた事業経営を行うという趣旨の言説が、繰り返されるのである。しかし、エクスキューズや自己正当化の一面を持つこうした彼らの言動は、大正後期・昭和初期に至って破綻へと進み始める。社会における突出した成功者の“据わりの悪さ”が、明治初年とは比較にならないほどのレベルで露

呈するのである。実業礼讃の時代、および、そうした時代の崩壊といったその後の劇的な状況変化については別稿を期したい。

## 註

- (1) 詳しくは次の拙論を参照。「戦前期日本における実業エリート批判の質的変容」『人文論叢：三重大学人文学部文化学科研究紀要』31号（2014）。
- (2) 園田英弘『西洋化の構造』（思文閣出版、1993年）200-204頁、同「近代日本の文化と中流階級」、青木保他編『近代日本文化論 5 都市文化』（岩波書店、1999年）110頁。また、拙書『富豪の時代』（新曜社、2007年）序論、参照。
- (3) 浅野俊光『日本の近代化と経営理念』（日本経済評論社、1991年）。
- (4) 前掲『富豪の時代』第8章、参照。
- (5) 高橋義雄『筭のあと』上（秋豊園、昭和8年）23頁。
- (6) 高橋義雄『拜金宗』第一篇・第二篇（神戸甲子二郎・大倉安五郎、明治19、20年）。
- (7) 前掲『筭のあと』113-114頁。
- (8) 「貯金預り規則」（1874年）、郵政省篇『郵政百年史資料』第1巻（吉川弘文館、1970年）127-128頁。
- (9) 「労作、節用、貯蓄」『国民之友』第94号（明治23年9月）14-15頁。
- (10) 徳富猪一郎『公爵松方正義伝：坤巻』（公爵松方正義伝記発行所、昭和10年）865頁。
- (11) こうした大倉の活動については、森久男「初期大倉の対外活動」、大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究：大倉と大陸』（近藤出版社、1982年）に詳しい。
- (12) 牧野伸顕『回顧録』上巻（中央公論社、1977年）130頁。
- (13) 鶴友会編纂兼発行『大倉鶴彦翁』（大正13年）、巻末の年譜を参照。
- (14) 青淵先生「グラント將軍の歓迎会を回想して」『竜門雑誌』（第474号、昭和3年3月）1-5頁。
- (15) 『交詢雑誌』第3号（交詢社、明治13年2月25日）17-18頁。
- (16) 前掲『富豪の時代』第3章、参照。
- (17) 『安田善次郎全傳』第三巻（私家版）（伝記編纂所、昭和2年）428-429頁。
- (18) この概念については次の書を参照。E. Goffman, *Strategic Interaction*, University of Pennsylvania Press, 1969.
- (19) 三井八郎右衛門高棟傳編纂委員会編『三井八郎右衛門高棟伝』（東京大学出版会、1988年）161頁、参照。
- (20) 前掲『筭のあと』189-190頁。
- (21) 日本経営史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』（東洋経済新報社、1969年）344-345頁。
- (22) 前掲『筭のあと』349-350頁。
- (23) 前掲書、221-222頁。
- (24) 上記の顛末については、前掲『三井八郎右衛門高棟伝』220頁に記載がある。
- (25) 前掲『安田善次郎全傳』第五巻、849頁。
- (26) たとえば、『中外商業新報』（明治35年1月9日）、活動野史『実業家偉人傳』（四書房、明治34年）112-113頁。
- (27) 「安田保善社とその関係事業史」編修委員会編修・発行『安田保善社とその関係事業史』（1974年）336頁。
- (28) 中村政則『日本の歴史 29：労働者と農民』（小学館、1976年）174-181頁、参照。
- (29) 藤原正人編『明治前期産業発達史資料 補巻（28）第一回農商工高等会議事速記録』（明治文献資料刊行会、1972年）327-328頁。
- (30) 詳しくは、前掲『中上川彦次郎伝記資料』324頁、460頁、参照。